

厚生労働省告示の改正に伴い、令和7年4月1日から
 入院時の食事代（入院時食事療養費・入院時生活療養費）が以下の通り改定されます

食事療養標準負担額・生活療養標準負担額（療養病床65歳以上の人のみ）			
所得区分		一食当たりの標準負担額	
70歳未満	高齢受給者・後期高齢者	令和7年3月31日まで	令和7年4月1日から
上位所得者「ア」「イ」	現役並所得（Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ）	490円	510円
一般所得者「ウ」「エ」	一般		
住民税非課税「オ」	低所得（Ⅱ）	入院90日まで	240円
		入院91日目から	190円
	低所得（Ⅰ）	110円	110円
指定難病患者・小児慢性特定疾病患者		280円	300円